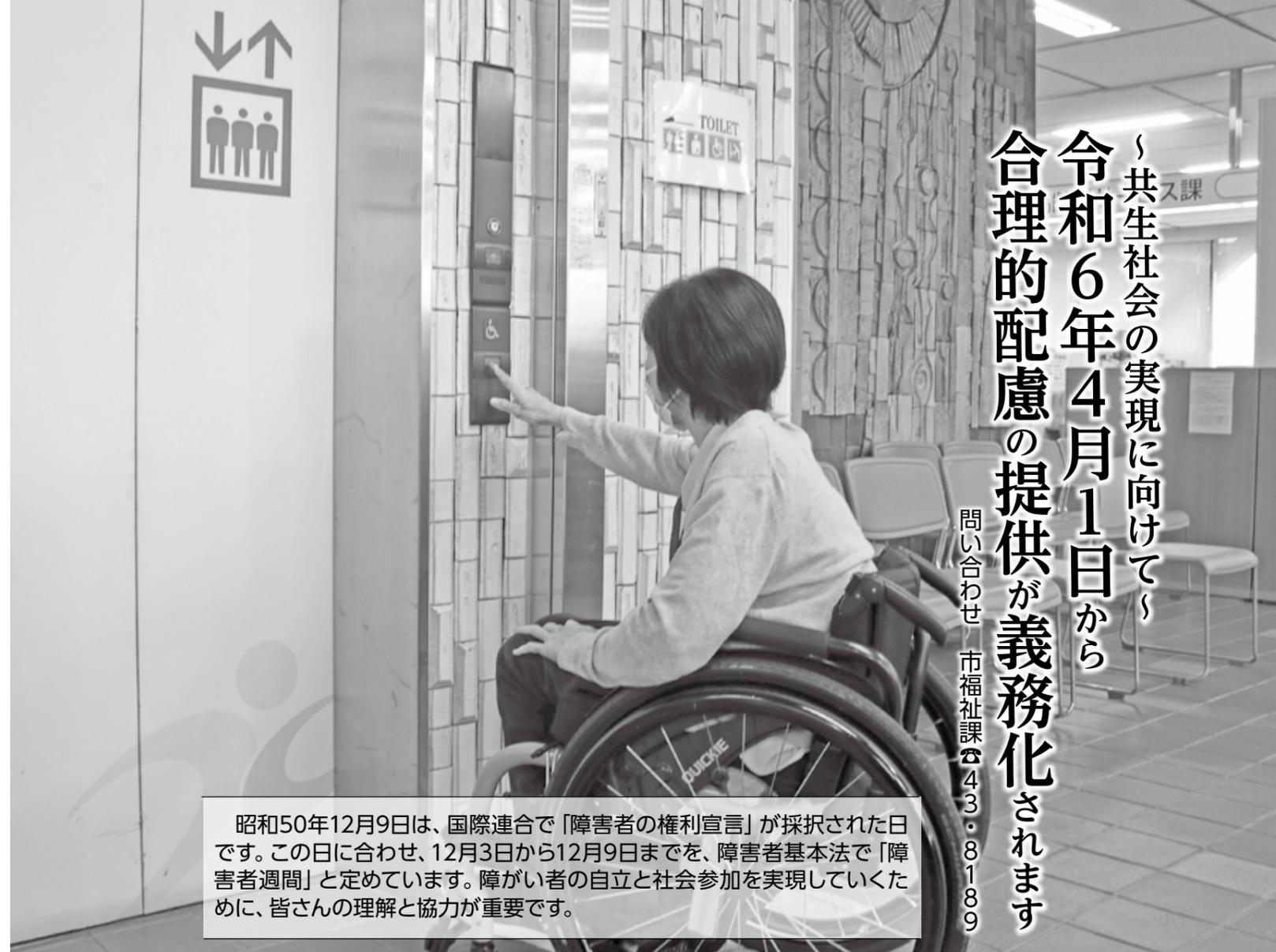


共生社会の実現に向けて
令和6年4月1日から
合理的配慮の提供が義務化されます

問い合わせ 市福祉課 ☎43・8189



昭和50年12月9日は、国際連合で「障害者の権利宣言」が採択された日です。この日に合わせ、12月3日から12月9日までを、障害者基本法で「障害者週間」と定めています。障がい者の自立と社会参加を実現していくために、皆さんの理解と協力が重要です。

**障害者差別解消法が
変わります**

平成28年4月1日に施行された障害者差別解消法は、障がいを持つ理由とする不当な差別をなくし、障がいがある人もない人も、誰もが互いの個性と人格を尊重して支え合う社会を作ることを目指しています。

合理的配慮とは？

日常生活や社会生活において、障がいのない人には簡単でも、障がいのある人にとっては利用が難しく、活動などが制限されてしまう設備やサービスなどがあります。そこで、事業者などが、その業務などを行うに当たり、障がいがある人のニーズや希望を尊重して可能な限り対応すること、つまり合理的配慮

**合意的配慮には
対話が重要です**

の提供が求められます。ただ単に障がいがあることを理由にして、設備の利用やサービスなどの提供を断ることは、不当な差別的取り扱いの可能性があり、許されません。

合理的配慮の提供の際は、障がいのある人が必要とする対応について、事業者などと対話を重ね、共に解決策を検討していくことが重要です。このようなやり取りを「建設的対話」と言います。

障がいのある人からの申し出への対応が難しい場合も、障がいのある人と事業者などのお互いの意見を伝え合い、建設的対話に努めることで、代替りの手段を見つけていくことができます。

障がいがある人に対して、あまりにも本来の業務を外れるような対応をする必要はありません。しかし、断片的な知識や過去の事例をもとにした、安易で一方的な考えで対

一人一人が配慮の心を

応じてはいけません。一見、配慮のある対応のように見えても、障がいがある人にとっては望むものになっていない可能性があります。

事業者などに合理的配慮の提供が義務化されますが、障がいがある人が不便を感じるのは、設備やサービスなどを利用するときだけとは限りません。

合理的配慮の提供の義務化は、障害者差別解消法の目指す共生社会の実現に向けた一歩です。共生社会とは、障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会です。

「安全・安心・快適に住み続けられるまち」として、障がいがある人が場所を選ばず合理的配慮を受けられる「優しい福津市」の実現が求められています。そのためにも、事業者などだけでなく、福津市民一人一人が配慮の心を持つことが大切です。

もっと詳しく知りたい人へ
 ~内閣府ホームページの紹介~

- 障害者差別解消法の改正について詳しく書かれたリーフレット
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai-leaflet-r05.html>
- 不当な差別的取り扱いや合理的配慮の提供に係るケーススタディ集
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/case-study.html>
- 障害者差別解消法の概要や障がい特性ごとの合理的配慮の提供に関する事例など
<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp>

合理的配慮の提供における留意点
 ~対話の際に避けるべき考え方~

- ❗「前例がないので…」
合理的配慮の提供は個別の状況に応じて柔軟に検討する必要があります。前例がないことは断る理由になりません。
- ❗「特別扱いはできませんので…」
合理的配慮は障がいのある人もない人も同じようにできる状況を整えることが目的です。特別扱いではありません。
- ❗「もし何かあったら…」
漠然としたリスクだけでは断る理由になりません。どのようなリスクがあり、リスク低減のためにどのような対応ができるのか、具体的に検討する必要があります。
- ❗「〇〇障害のある人は…」
同じ障害でも程度などによって適切な配慮が異なります。ひとくくりにせず個別に検討する必要があります。

NO!

合理的配慮の具体例

<p>物理的環境への配慮 (例：肢体不自由)</p> <p>飲食店で車いすのまま着席したい</p> <p>【事業者などの対応】 机に備え付けのイスを片付けて、車いすのまま着席できるスペースを確保。</p>	<p>意思疎通への配慮 (例：弱視難聴)</p> <p>難聴と弱視なのでコミュニケーションが取れるか不安</p> <p>【事業者などの対応】 太いペンで大きな文字を書いて、筆談を実施。</p>	<p>ルール・慣行の柔軟な変更 (例：学習障害)</p> <p>文字の読み書きに時間が掛かるのでセミナーのメモが取れない</p> <p>【事業者などの対応】 書き写す代わりに、カメラやスマートフォンなどでの撮影を許可。</p>
---	---	--

市は「障害」ではなく「障がい」と表記するようにしていますが、法律用語などの固有名詞はそのまま「障害」と表記しています。

※表の例は、個別の場面に応じて、あらゆる事業者などが必ずしも実施するものではありません。また、表の例以外でも合理的配慮に該当するものがあります